



A 第1次発掘調査地(西から)



B 第9次発掘調査地(南から)



A 重圓文軒丸瓦



鈴鹿関跡の一部が

令和3年3月26日、鈴鹿関跡が国の史跡に指定されました。市内では、史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅などの遺跡で、

鈴鹿関とは？

鈴鹿関は、飛鳥・奈良時代に存在した古代の関所で、当時の法律『律令』により不破関(岐阜県関ヶ原町)、愛発関(福井県敦賀市付近)とともに三関に位置付けられ、律令国家にとって最も重要とされた交通管理施設です。

関宿の町並みがある台地を中心に広範囲に展開していると考えられる遺跡で、現在の町名にもその名を残しています。

日本で3つしかない古代の重要な関所のひとつ

関は、通行を管理する役所や警察として機能しました。また、謀反者などが東国へ逃れるのを防ぐ目的もありました。



三関位置図

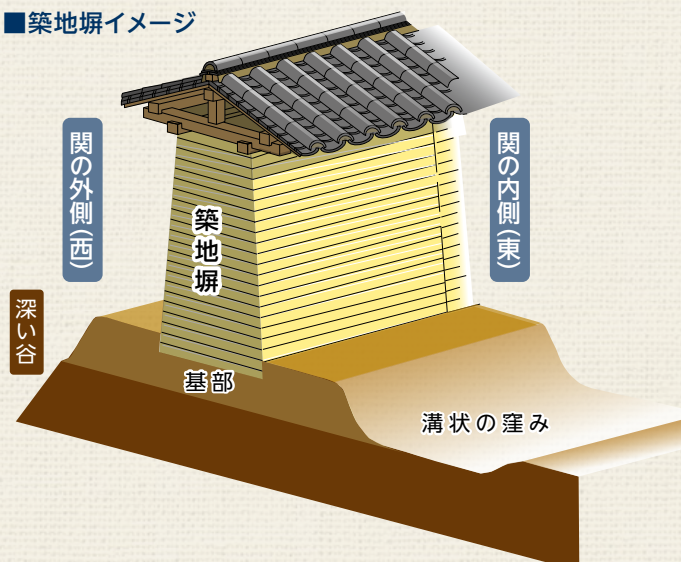


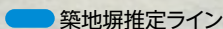
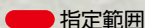
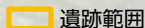
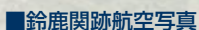
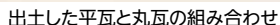
国の史跡指定までのあゆみ

鈴鹿関跡の調査は、平成17年度の詳細分布調査時に観音山南西部で土塁状の高まりと古代瓦の散布が見つかったことがきっかけで始まりました。平成18年度の発掘調査では、土塁状の高まりが瓦葺きの屋根を持つ土堀(築地堀)の痕跡であることが確認され、さらに周辺から多数の丸瓦や平瓦とともに、奈良時代中頃(8世紀中頃)の特徴を持つ「重圓文軒丸瓦」1点が出土し、この築地堀が奈良時代に造られたものであり、鈴鹿関の西辺を区画する施設であったことが分かりました。

その後、令和元年度までに9回にわたる発掘調査等を行ったところ、新たに観音山南西部から南方へ続く築地堀の痕跡が確認されたため、それまでの調査結果に基づき、文化庁へ国の史跡指定に向けた申請を行いました。そして、令和3年3月26日に指定されました。

築地堀イメージ





5